

青森県職員育成・確保推進会議設置要綱

(設置)

第1 青森県職員育成・確保方針（以下「方針」という。）並びに方針に基づく職員育成・確保方策の実施案の検討及び調整を行うとともに、職員育成・確保方策の効果を高めるための改善案等について提言するため、青森県職員育成・確保推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 方針の検討及び調整に関すること。
- (2) 職員育成・確保方策の実施案の検討及び調整に関すること。
- (3) 実施した職員育成・確保諸方策の改善案及び新たな職員育成・確保方策の提言に関すること。
- (4) その他職員育成・確保に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第3 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 会長は、総務部長をもって充て、副会長は、総務部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる所属の長の職にある者をもって充てる。ただし、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び監査委員事務局にあつては次長をもって充てる。
- 4 会長、副会長若しくは委員に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長、副会長若しくは委員が指示する者がその職務を代理する。

(幹事会)

第4 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事をもって構成し、幹事長が招集する。
- 3 幹事長は人事課長をもって充てる。
- 4 幹事会の幹事は、別表に掲げる所属の人事に関する事務を掌理するグループマネージャーをもって充て、グループが置かれない所属にあつては人事に関する事務を掌理する職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、次の事務を処理する。
 - (1) 推進会議が検討する方針について事前に検討、調整を行うこと。
 - (2) 職員育成・確保方策の実施案について、事前に検討、調整を行うこと。
 - (3) 実施した職員育成・確保諸方策に係る改善案や新たな職員育成・確保方策について、調査、資料の収集及び意見交換を行うこと。
 - (4) その他職員育成・確保に関し必要な事項に関すること。

(検討部会)

第5 推進会議に検討部会を置く。

- 2 検討部会は部会長及び部会員をもって構成し、部会長が必要に応じて招集する。
- 3 部会長は人事課長をもって充てる。
- 4 検討部会の部会員は、部会長が幹事の中から別に定める者をもって充てる。
- 5 検討部会は、次の事務を処理する。
 - (1) 職員育成・確保諸方策の実施案について、専門的調査及び研究を行うこと。

(2) その他職員育成・確保に関し必要な事項に関すること。

6 検討部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6 推進会議の庶務は、総務部人事課において行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

<別表>

総務部人事課
財務部財政課
総合政策部総合政策課
こども家庭部こどもみらい課
交通・地域社会部地域交通・連携課
環境エネルギー部環境政策課
健康医療福祉部健康医療福祉政策課
経済産業部経済産業政策課
観光交流推進部観光政策課
農林水産部農林水産政策課
県土整備部監理課
危機管理局防災危機管理課
国スポ・障スポ局総務企画課
出納局会計管理課
病院局運営部総務課
議会事務局総務課
教育庁職員福利課
警察本部警務部警務課
人事委員会事務局
労働委員会事務局
監査委員事務局